平成２６年（フ）第６８号
京都府宮津市字魚屋937番地
債務者　直木　源晴
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第６９号
京都府与謝郡与謝野町字明石1293番地
債務者　山根　克己
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第８８５号
堺市南区新檜尾台４丁16番24―208号
債務者　加藤　義夫
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７２号
堺市東区丈六63番地４
債務者　中野　敏昭
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７５号
堺市西区浜寺石津町東２丁５番27号　サンシャインコート石津３―K、前住所堺市堺区中安井町１丁２番26号　堺陽明ハイツ201号
債務者　安藤　　丘
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８５号
堺市東区高松211番地１―505号
債務者　藤原加代子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１００２号
堺市中区土師町１丁20番20号
債務者　塚田　　信
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１００７号
大阪府藤井寺市大井５丁目11番49号
債務者　小谷　和子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０２０号
大阪府南河内郡太子町大字山田890番地の１
債務者　五十川邦子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
岡山県倉敷市帯高173番地３
債務者　松本　行子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
香川県丸亀市飯山町東坂元２番地15　ココモタウン３番館206号
債務者　日當瀬功治朗
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第９６号
香川県坂出市川津町4733番地６
債務者　河崎　宏明
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１８９９号
名古屋市北区楠４丁目1007番地　グランシャリオ南303号
債務者　戸松　三枝
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０００号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘６棟901号
債務者　日原　貴子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７８号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―303号
債務者　椎原健太郎
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４９号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目22番２号　コリーヌ湊坂B103号
債務者　阪東　和夫
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５０号
福岡市早良区早良７丁目33番３号
債務者　竹山恵美子（旧姓馬場・保村）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８６２号
福岡市博多区美野島２丁目21番12―402号、前住所福岡市南区長丘１丁目19番32―302号
債務者　吉岡　龍哉
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部